

いじめ防止等対策における組織的対応について（論点ペーパー）

1. 学校によるいじめの防止等に係る対応を、確実に組織的な対応とするための方策について
学校のいじめ対策組織をより実効的なものとする方策について

【教育委員会、教員からの聴き取りによる意見】

- いじめは教員の指導力不足で発生するという一般的な考えを払拭しなければならない。特に責任感が強い真面目な教員がそのような考えに陥りやすく、いじめを一人で抱え込む一因となっている。このことを管理職が認識し、学校がいじめに対する組織的対応について、全教職員に周知する必要がある。
- 法律上のいじめの定義に該当するものを、教職員から学校がいじめ対策組織へ全て報告させた場合、学校の生徒指導担当者の負担が膨大となる。学校に、授業を担当せず生徒指導について専任で担当する教職員が配置されるのであれば、対応は可能かもしれない。

（1）教員がいじめの問題を抱え込んでしまう背景について

- ①担任や部活動顧問（以下、担任等という。）においては、いじめの発生を自らの責任と捉え、自らの力だけで解決しようとしてしまう意識があることについて、どのような対策が有効か。
- ②担任等の抱え込みを防止するために、管理職（校長、教頭等）や他の教職員には、どのような対応（役割及び意識改革を含む）が求められるのか。
- ③日常業務が多忙であることが抱え込みの背景にある場合、どのような対策が必要か。

（2）学校の抱え込み（学校から教育委員会への報告がなされないこと）を防止するためには、どのような方策が有効か。

（3）学校がいじめ対策組織をより実効的なものとする方策について

組織は設けているが、実際には年度当初に一度会議を開いただけで、ほとんど活用されていないなどの報告もある。実効的な組織とするためには、どのような方策が有効か。

2. 学校いじめ防止基本方針を機能させるための方策について
学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者等に浸透させるための方策について

【教育委員会、教員からの聴き取りによる意見】

学校の基本方針が十分に機能しているかどうか懸念している。学校間の差が激しい状況にある。基本方針がA4で2枚くらいの学校もある、基本方針をつくってそのままになっているおそれもある。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を機能させるためには、どのような方策が有効か。
- (2) 児童生徒、保護者に学校いじめ防止基本方針を浸透させる意義は何か、又浸透させるためにどのような方策が有効か。

- (3) 現行法上、努力義務となっている地方いじめ防止基本方針の策定について下の①、②の考え方があるが、どのように捉えるべきか。

(参考) 地方いじめ防止基本方針の策定状況 (平成27年度末時点)

都道府県	…	100%	
市区町村	…	63%	※策定に向けて検討中 … 28%
			策定するかどうかを検討中… 9%
			策定しない … 0%

※「策定するかどうかを検討中」の理由については、「都道府県のいじめ防止対策基本方針の策定が遅れたため」、「一つの町村に一つの学校しかないため学校いじめ防止対策基本方針で対応している」、「人的体制が不十分であること」等が挙げられている。

- ①いじめ防止等の対策については、市区町村立学校にあつては設置者である当該市区町村教育委員会の対応が法律上規定されており、具体的な市区町村教育委員会としての対策について基本方針を定める意義はあるが、地方いじめ防止基本方針の策定の義務化についてどう考えるべきか。
- ②近年の地方分権の流れに配慮し、地域の実情に応じて、地方公共団体が基本方針の策定について判断できることとしている現状を維持すべきではないか。

3. 各学校が設置する「いじめの防止等の対策のための組織」において、確実にいじめの情報が共有されるための方策について

各学校から設置者である教育委員会に対して、法律に基づくいじめの報告が確実に行われるための方策について

【教育委員会、教員からの聴き取りによる意見】

- いじめ防止対策推進法が「全件組織的対応」を求めている中、いじめが発生した際（いじめが疑われる場合を含む。）は必ず、保護者に連絡をして、加害側には「いじめ」という言葉を出して指導をしなければならないとする先入観が現場にはある。教員は、長いスパンで子供たちを見ており、定義上はいじめであっても「いじめ」という言葉を使わない方が指導の効果が高いと考えられる場合（加害側に悪意がない場合など）もあり、担任等がいじめについて学校の組織に報告することをためらうのではないか。
- 軽微ないじめについては、件数のみを教育委員会に報告することも考えられるが、特に小学校の低学年の場合は、法の定義に基づくいじめは日常的に起こっており、その件数を数えることすら困難である。担任等が労力をかけて件数を報告することがいじめの防止や解消に寄与するのか疑問である。

（１）学校内における情報共有を促すためには、どのような方策が有効か。

（２）学校から設置者である教育委員会への報告を促すためには、どのような方策が有効か。

◎いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（抄）

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。